

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

- ・近畿運輸局 自動車監査指導部
(後藤、大谷)
(電話) 06-6949-6449
- ・近畿運輸局大阪運輸支局 監査部門
(野口、阪下)
(電話) 072-822-5254

令和6年7月11日

南海バス株式会社に車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、大阪運輸支局が立ち入り監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和6年7月11日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：南海バス株式会社（法人番号：4120001098852）
営業所名：堺営業所（大阪府堺市堺区戎島町4丁1番地）

2. 立入監査の実施日

令和6年2月1日

3. 監査の端緒

高速乗合バスの2路線（新潟方面、神奈川方面）において、復路運行の業務前点呼において、一部乗務員によるアルコールチェック身代わり行為が行われているとの情報提供を受け監査を実施。

4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処分内容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
延べ10日間の事業用自動車使用停止処分
【5両×1日間、1両×5日間】

(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- ・点呼の実施義務違反 【一部実施不適切（初違反）】
(道路運送法第27条第3項)（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項）
- ・運転者に対する指導監督義務違反 【一部不適切（初違反）】
(道路運送法第27条第3項)（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
- ・運行管理者に対する指導監督義務違反【指導監督不適切（初違反）】
(道路運送法第27条第3項)（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3）

配布先
青灯クラブ
陸運記者会(ハイタク部会)